

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則を次のように定める。

平成17年3月29日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第8号

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則

(使用許可の申請)

第1条 京都市野外活動施設京北山国の家条例（以下「条例」という。）第5条の規定により京都市野外活動施設京北山国の家（以下「山国の家」という。）の使用の許可を受けようとするものは、京都市野外活動施設京北山国の家使用許可申請書（別記様式）を教育長に提出しなければならない。

(受付期間)

第2条 前条の規定による申請は、使用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「使用日」という。）の3箇月前から使用日の7日前までの間、これを受け付けるものとする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 教育長は、第1条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(使用期間)

第4条 山国の家を継続して使用できる期間は、6日以内とする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備)

第5条 条例第10条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他教育長が必要と認める書類を教育長に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日前に旧京北町山の家を設置及び管理に関する条例施行規則（以下「旧町条例施行規則」という。）第2条の規定による使用承認の申請を行ったものであって、この規則の施行の際承認又は不承認の処分を受けていないものは、第1条の規定による申請を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に旧町条例施行規則第2条の規定による承認を受けたものは、第3条の規定による許可を受けたものとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、旧町条例施行規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によってしたものとみなす。

京都市野外活動施設京北山国の家使用許可申請書

(あて先)京都市教育委員会教育長	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者名
	電話

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則第1条の規定により次のとおり申請します。

使用目的								
使用期間	年 月 日 (曜日)		時 分から					
	年 月 日 (曜日)		時 分まで (泊 日)					
使用人員	区分 性別	学齢に達しない者	小学校の児童	中学校の生徒	高等学校の生徒又は 高等専門学校の学生	その他の者	合 計	
	男	人	人	人	人	人	人	
	女	人	人	人	人	人	人	
	計	人	人	人	人	人	人	
使用施設	使用日	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	使用施設名	芹生の山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
		天童の山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
		童児の山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
		城 山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
		芦見の山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
		黒尾の山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
	ベッドルーム	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	
	会 議 室	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	
広 場	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分		
使用料	宿泊室兼研修室 (宿泊のための使用) 及びベッドルーム	学齢に達しない者、小学校の児童及び中学校の生徒	1,000円× 人= 円					
		高等学校の生徒及び高等専門学校の生徒	1,500円× 人= 円					
		その他の者	2,000円× 人= 円					
	宿泊室兼研修室 (宿泊以外の使用) 及び会議室	午前8時30分から正午まで	1,500円× 室= 円					
		午後1時から午後5時まで	1,700円× 室= 円					
		午前8時30分から午後5時まで	3,000円× 室= 円					
		午後7時から午後11時まで	2,000円× 室= 円					
	付 属 設 備	石油ストーブ	宿泊室兼研修室及びベッドルーム	20円× 時間= 円				
会議室			60円× 時間= 円					
合 計			円					
特別の設備の有無	無 ・ 有 ()							

備考 「使用施設」欄の「午前」とは午前8時30分から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「午前・午後」とは午前8時30分から午後5時までを、「夜間」とは午後7時から午後11時までをいう。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)